

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成28年12月26日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

香川県病院局管理規程第6号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第12（第8条関係）			別表第12（第8条関係）		
職員の区分 期間の区分	1 種	2 種	職員の区分 期間の区分	1 種	2 種
16年未満	<u>271,000円</u>	<u>218,000円</u>	16年未満	<u>270,600円</u>	<u>217,800円</u>
16年以上17年未満	<u>267,000円</u>	<u>214,700円</u>	16年以上17年未満	<u>266,600円</u>	<u>214,500円</u>
17年以上18年未満	<u>263,000円</u>	<u>211,400円</u>	17年以上18年未満	<u>262,600円</u>	<u>211,200円</u>
18年以上19年未満	<u>259,000円</u>	<u>208,100円</u>	18年以上19年未満	<u>258,600円</u>	<u>207,900円</u>
19年以上20年未満	<u>255,000円</u>	<u>204,800円</u>	19年以上20年未満	<u>254,600円</u>	<u>204,600円</u>
20年以上21年未満	<u>251,000円</u>	<u>201,500円</u>	20年以上21年未満	<u>250,600円</u>	<u>201,300円</u>
21年以上22年未満	<u>241,000円</u>	<u>194,100円</u>	21年以上22年未満	<u>240,600円</u>	<u>193,900円</u>
22年以上23年未満	<u>230,800円</u>	<u>186,600円</u>	22年以上23年未満	<u>230,400円</u>	<u>186,400円</u>
23年以上24年未満	<u>221,000円</u>	<u>179,500円</u>	23年以上24年未満	<u>220,600円</u>	<u>179,300円</u>
24年以上25年未満	<u>211,000円</u>	<u>172,000円</u>	24年以上25年未満	<u>210,600円</u>	<u>171,800円</u>
25年以上26年未満	<u>201,000円</u>	<u>164,700円</u>	25年以上26年未満	<u>200,600円</u>	<u>164,500円</u>
26年以上27年未満	<u>187,200円</u>	<u>153,600円</u>	26年以上27年未満	<u>186,800円</u>	<u>153,400円</u>
27年以上28年未満	<u>173,700円</u>	<u>142,900円</u>	27年以上28年未満	<u>173,300円</u>	<u>142,700円</u>
28年以上29年未満	<u>160,200円</u>	<u>132,000円</u>	28年以上29年未満	<u>159,800円</u>	<u>131,800円</u>
29年以上30年未満	<u>146,400円</u>	<u>120,900円</u>	29年以上30年未満	<u>146,000円</u>	<u>120,700円</u>
30年以上31年未満	<u>131,400円</u>	<u>109,300円</u>	30年以上31年未満	<u>131,000円</u>	<u>109,100円</u>
31年以上32年未満	<u>116,400円</u>	<u>97,400円</u>	31年以上32年未満	<u>116,000円</u>	<u>97,200円</u>
32年以上33年未満	<u>101,600円</u>	<u>85,900円</u>	32年以上33年未満	<u>101,200円</u>	<u>85,700円</u>
33年以上34年未満	<u>76,700円</u>	<u>66,400円</u>	33年以上34年未満	<u>76,300円</u>	<u>66,200円</u>
34年以上35年未満	<u>53,800円</u>	<u>48,500円</u>	34年以上35年未満	<u>53,400円</u>	<u>48,300円</u>
備考			備考		

略

略

附 則

この規程は、平成28年12月27日から施行し、改正後の別表第12の規定は、同年4月1日から適用する。